令和８年度　狩猟免許試験実施要領

福 井 県

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第 41 条の規定に基づき、下記のとおり狩猟免許試験を実施します。

１　狩猟免許の種類

免許の種類	法定猟法の種類（使用できる猟具の種類）
網　猟　免　許	網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
わ な 猟 免 許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
第一種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃・散弾銃） 空気銃（圧縮ガス銃を含む。）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む。）

２　狩猟免許試験日程

試験は、次のとおり開催します。受験には受験申請が必要です。（試験日の１週間前までに受験票等を発送いたします。）

	実施日時	試験会場
第３回	令和９年３月 13 日（土） ９：30～16：30	福井県立大学永平寺キャンパス （吉田郡永平寺町松岡兼定島 4-1-1）

３　狩猟免許申請期間

第３回　令和８年 11 月 25 日（水）から令和９年２月８日（月）まで

４　実施要領、狩猟免許申請書の入手・提出先

福井県自然環境課のホームページか、住所地を所管する各農林総合事務所または嶺南振興局で狩猟免許申請書を入手し、必要事項を記入のうえ、入手した事務所に提出してください。

（郵送不可）

受験者の住所地	実施要領・申請書の入手先、申請書提出先
福井市、永平寺町	福井農林総合事務所　林業・木材活用課
あわら市、坂井市	坂井農林総合事務所　林業・木材活用課
大野市、勝山市	奥越農林総合事務所　林業・木材活用課
越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町	丹南農林総合事務所　林業・木材活用課
敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)	嶺南振興局　二州農林部　林業水産課
小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)	嶺南振興局　林業水産部　林業・木材活用課

５　狩猟免許試験について

（１）受験資格

福井県内に住所を有する方で、法第 40 条第２号から第６号のいずれにも該当しない方。ただし、網猟免許およびわな猟免許については 18 歳以上（試験日現在）の方、第一種銃猟免許および第二種銃猟免許については 20 歳以上（試験日現在）の方に限ります。

（２）試験内容

試 験 内 容		網猟免許 わな猟免許	第一種銃猟免許 第二種銃猟免許
適性試験	視力	○	○
	聴力	○	○
	運動能力	○	○
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	○	○
	鳥獣に関する知識	○	○
	猟具に関する知識	○	○
	鳥獣の保護管理に関する知識	○	○
技能試験	猟具の取扱い	○	○
	鳥獣の判別	○	○
	距離の目測		○

※ 現に取得している有効な狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を取得しようとする方は、「知識試験」のうち、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令」、「鳥獣に関する知識」および「鳥獣の保護管理に関する知識」が免除されます。

（３）合格基準

① 適性試験の合格基準は次のとおりです。

科 目	合 格 基 準	
視 力	網猟免許 わな猟免許	視力（万国式試視力表により検査をした視力で、矯正視力を含む。）が両眼で 0.5 以上であること。 ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。
	第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	視力（万国式試視力表により検査をした視力で、矯正視力を含む。）が両眼で 0.7 以上であり、かつ、一眼でそれぞれ 0.3 以上であること。 ただし、一眼の視力が 0.3 に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上であること。
聴 力	10 メートルの距離で、90 デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。	
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。 ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。	

② 知識試験および技能試験の合格基準は、それぞれ 70%以上です。

（４）狩猟免許試験の申請手続

①　狩猟免許申請書

複数の免許を同時に受験する場合でも、１枚の申請書で複数の免許が申請できます。

②　狩猟免許申請手数料

金額	免許１種類につき **5,200 円** （現に有効な狩猟免許を取得している方が、これと異なる種類の狩猟免許を取得しようとする場合は、免許１種類につき **3,900 円**） なお、納付された手数料は、原則としてお返しできません。
納付方法	下記より納付方法を選択し、納付してください。 ①　納付書による納付 納付書をコンビニまたは金融機関等にお持ちいただき、現金にて手数料をお支払いください。申請書に納入済証を貼付してください。 （参照：手数料の納付方法について　｜　福井県ホームページ） ※納付書は住所地を所管する各農林総合事務所または嶺南振興局で配布します。 ②　コンビニによる納付 手数料の納付方法について　｜　福井県ホームページから対象となる手数料を選択し、納付手続きを行い、コンビニ店舗で支払ってください。申込番号を狩猟免許申請書に記入してください。 ③　クレジットカードによる納付 手数料の納付方法について　｜　福井県ホームページから対象となる手数料を選択し、クレジットカード番号を入力して支払い、申込番号を狩猟免許申請書に記入してください。

※希望する試験の種別ごとに手数料が必要です。同時に２種類の試験を申請する場合の手数料は 10,400 円となります。（現に有効な狩猟免許を所持する方が同時に２種類の試験を申請する場合の手数料は 7,800 円となります。）

③　証明写真　１枚（受験票貼付用）

申請前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、大きさ縦 3.0 ㎝×横 2.4 ㎝で、裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの（カラーコピー不可）。

※同時に２種類以上の試験を申請する場合であっても写真は１枚

④　猟銃・空気銃所持許可証の写し　１通

申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号の規定による許可を現に受けている場合は必ず提出してください。

⑤　医師の診断書　１通

申請者が法第 40 条第２号から第４号のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書。（申請前６か月以内に診断されたものに限る。表１、２を参照。）

※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 40 条第２号から第４号のいずれにも該当しないことを証する。」というように、証明内容を明確に記載してください。（記載例を参照ください。）ただし、**④猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出した方は、医師の診断書を提出する必要はありません。**

〈表 1〉法第 40 条第 2 号から第 4 号

次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許（第 6 号の場合にあっては、取消しに係る種類のものに限る。）を与えない。
二　精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの（表 2 を参照）にかかっている者
三　麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
四　自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前三号に該当する者を除く。）

〈表 2〉

法第 40 条第 2 号の環境省令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。
一　統合失調症
二　そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
三　てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
四　前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

⑥ **返信用封筒**（長形 3 号封筒、受験票送付用）　**1 通**

110 円郵便切手を貼り、申請者本人あての郵便番号、住所、氏名を記入したもの。

6　合格者の発表について

試験終了後、自然環境課のホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに受験者に郵送で合否を通知し、合格者には住所地を所管する各農林総合事務所または嶺南振興局を通じて狩猟免状を交付します。

また、試験結果について、希望者は、合格発表の日から 1 か月間、福井県エネルギー環境部自然環境課内において口頭での開示請求を行うことができます。開示する内容は、受験者本人の知識試験、技能試験の得点および適性試験の合否です。

＜問合せ先＞

名　　称	所　在　地	郵便番号	電話番号
福井県エネルギー環境部 自然環境課	福井市大手 3 丁目 17-1 福井県庁	910-8580	0776（20） 0306
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	福井市松本 3 丁目 16-10 福井合同庁舎	910-8555	0776（21） 8213
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	坂井市三国町水居 17-45 坂井合同庁舎	913-8511	0776（81） 3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	大野市友江 11-10 奥越合同庁舎	912-0016	0779（65） 1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	越前市上太田町 41-5 南越合同庁舎	915-0882	0778（23） 4961
嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	小浜市遠敷 1 丁目 101 若狭合同庁舎	917-0297	0770（56） 2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	敦賀市中央町 1 丁目 7-42 敦賀合同庁舎	914-0811	0770（22） 0291